



Form PTO-1595 (Rev. 07/05)
OMB No. 0651-0027 (exp. 6/30/2008)

09-03-2010

DEPARTMENT OF COMMERCE
U.S. Patent and Trademark Office



RECORD

Docket No. T3381-0

103606099

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office

or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies)/Execution Date(s):

NEC Electronics Corporation

Execution Date(s): 04/01/2010

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No

3. Nature of conveyance:

- ☐ Assignment ☐ Merger
☐ Security Agreement
☒ Change of Name - Effective Date 04/01/2010
☐ Government Interest Assignment
☐ Executive Order 9424, Confirmatory License
☐ Other: _____

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: Renesas Electronics Corporation

Address: 1753, Shimonumabe, Nakahara-ku

City: Kawasaki-shi

State: Kanagawa

Country: JAPAN

Zip: _____

Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

4. Application or patent number(s):

A. Patent Application No.(s)

SEE ATTACHMENT A

☐ This document is being filed together with a new application.
B. Patent No.(s)

SEE ATTACHMENT B

Additional numbers attached? ☒ Yes ☐ No

5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Mitchell W. Shapiro

Registration No.: 31,568

Address: Miles & Stockbridge P.C.

1751 Pinnacle Drive

Suite 500

City: McLean

State: Virginia Zip: 22102

Phone Number: (703) 610-8652

Fax Number: 703/610-8686

Email Address: mwshapiro@milestockbridge.com

6. Total number of applications and patents involved: 139

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$5,560.00

- ☒ Authorized to be charged to deposit account
☒ Any excess or insufficiency should be credited or debited to deposit account

8. Payment Information

a. Credit Card Last 4 Numbers _____

Expiration Date _____

b. Deposit Account Number 50-1165

Authorized User Name Mitchell W. Shapiro

9. Signature: Mitchell W. Shapiro

Mitchell W. Shapiro

Name of Person Signing

Date 09/03/2010 11:01:11 00000035 501165

Total Number of pages including cover sheet, attachments, and documents: 26

11435712

Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (703) 306-5995, or mailed to:
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O. Box 1450, Alexandria, VA 22313-1450

ATTACHMENT A - PATENT
APPLICATIONS

T3381-0

CHANGE OF NAME OF NEC ELECTRONICS
CORPORATION TO RENESAS ELECTRONICS
CORPORATION

Line Number	Application Number
1	11/435712
2	11/493688
3	11/636520
4	11/639134
5	11/759716
6	11/777812
7	11/785723
8	11/790590
9	11/828913
10	11/829248
11	11/869947
12	11/915126
13	11/965391
14	11/993862
15	12/014132
16	12/067413
17	12/090375
18	12/094403
19	12/103697
20	12/105226
21	12/109340
22	12/124143
23	12/126887
24	12/133362
25	12/134038
26	12/141978
27	12/143305
28	12/167445
29	12/170518
30	12/182123
31	12/186204
32	12/188198
33	12/192007
34	12/194433
35	12/302740

36	12/306500
37	12/329580
38	12/343236
39	12/358233
40	12/365806
41	12/389361
42	12/408890
43	12/417856
44	12/422712
45	12/430088
46	12/434637
47	12/442968
48	12/466219
49	12/470718
50	12/481551
51	12/481570
52	12/489006
53	12/516690
54	12/519489
55	12/522744
56	12/524049
57	12/537875
58	12/563265
59	12/566323
60	12/602154
61	12/608751
62	12/612699
63	12/639054
64	12/650527
65	12/672685
66	12/683935
67	12/687339
68	12/688967
69	12/695271
70	12/715466
71	12/728198
72	12/752828
73	12/771494
74	12/784876
75	12/822157

ATTACHMENT B - PATENTS

T3381-0

CHANGE OF NAME OF NEC ELECTRONICS
CORPORATION TO RENESAS ELECTRONICS
CORPORATION

Line Number	Patent Number
1	6703328
2	6740171
3	6746913
4	6747895
5	6762682
6	6767782
7	6781890
8	6787374
9	6808951
10	6905982
11	6972997
12	7030763
13	7031220
14	7039481
15	7099726
16	7130223
17	7151035
18	7173449
19	7176121
20	7199022
21	7211497
22	7235441
23	7239562
24	7251182
25	7259422
26	7323781
27	7335561
28	7336544
29	7337251
30	7368988
31	7385870
32	7398378
33	7418602
34	7423461
35	7442986
36	7442989

PATENT

REEL: 024953 FRAME: 0407

37	7443218
38	7447894
39	7468901
40	7468913
41	7482699
42	7482850
43	7525184
44	7532054
45	7560772
46	7609544
47	7610572
48	7616519
49	7631114
50	7646197
51	7659759
52	7662696
53	7662699
54	7673163
55	7675334
56	7692233
57	7709315
58	7719051
59	7723849
60	7741677
61	7759720
62	7772053
63	7774017
64	7777343

履歴事項全部証明書

神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

商 号	NECエレクトロニクス株式会社	
	ルネサスエレクトロニクス株式会社	平成22年 4月 1日変更
		平成22年 4月 1日登記
本 店	神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 番地	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.necel.com/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月27日変更
		平成18年 7月 4日登記
	電子公告とする。 http://www.renesas.com/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成22年 4月 1日変更
		平成22年 4月 1日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.necel.com/ja/ir/index2.html	平成16年 5月27日設定
		平成16年 6月 9日登記
会社成立の年月日	平成14年11月1日	
目 的	1 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、製造および販売その他の処分 2 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、製造および販売その他の処分 3 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4 前各号の業務に関するコンサルティング業務 5 前各号に付帯または関連する一切の業務 6 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資	
	1. 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 2. 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 3. 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4. 前各号の業務に関するコンサルティング業務	

整理番号 ア980283

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/17

場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人の1人（ただし、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）および一親等の親族に限る。）が相続した本新株予約権を行使することを認める。

平成18年 7月13日発行

平成18年 7月20日登記

吸収合併

平成22年4月1日東京都千代田区大手町二丁目6番2号株式会社ルネサステクノロジを合併

平成22年 4月 1日登記

取締役会設置会社に関する事項

取締役会設置会社

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

監査役設置会社に関する事項

監査役設置会社

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

監査役会設置会社に関する事項

監査役会設置会社

平成18年 7月 4日登記

会計監査人設置会社に関する事項

会計監査人設置会社

平成18年 7月 4日登記

登記記録に関する事項

東京都港区芝五丁目7番1号日本電気株式会社から分割により設立

平成14年11月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（横浜地方法務局管轄）

平成22年 4月13日

東京法務局
登記官

小 田 切 敏 夫



整理番号 ア980283

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

17/17

CERTIFICATE
OF
ALL OF THE REGISTERED PARTICULARS OF BUSINESS REGISTRATION

1753, Shimonumabe, Nakahara-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, Japan
 RENESAS ELECTRONICS CORPORATION
 Registration Number: 0200-01-075701

Corporate Name	<u>NEC Electronics Corporation</u>	
	Renesas Electronics Corporation	Changed on April 1, 2010
		Registered on April 1, 2010
Head Office	1753, Shimonumabe, Nakahara-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa, Japan	
Method of Public Notice	<u>To be made by electronic public notice</u> <u>http://www.necel.com/ir/ja/</u> <u>However, when it is not notified appropriately due to the accident or any other unavoidable reason, it is given in the "Nihon Keizai Shinbun".</u>	Changed on June 27, 2006
		Registered on July 4, 2006
	To be made by electronic public notice http://www.renesas.com/ir/ja/ However, when it is not notified appropriately due to the accident or any other unavoidable reason, it is given in the "Nihon Keizai Shinbun".	Changed on April 1, 2010
		Registered on April 1, 2010
Necessary matters to be provided information relating to balance sheet	http://www.necel.com/ja/ir/index2.html	Set up on May 27, 2004
		Registered on June 9, 2004
Date of Incorporation	November 1, 2002	

Merger	Merging Renesas Technology Corp. of 6-2, Otemachi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan on April 1, 2010. Registered on April 1, 2010
Matters regarding Company with Board of Directors	Company with Board of Directors. Registered on May 1, 2006, pursuant to the Article 136 of the Act No. 87 of 2005
Matters regarding Company with Auditors	Company with Auditors. Registered on May 1, 2006, pursuant to the Article 136 of the Act No. 87 of 2005
Matters regarding Company with Board of Company Auditors	Company with Board of Company Auditors. Registered on July 4, 2006
Matters regarding Company with Accounting Auditors	Company with Accounting Auditors. Registered on July 4, 2006
Matters regarding Registration Records	The Company was established by split from NEC Corporation with its address at 7-1, Shiba 5-chome, Minato-ku, Tokyo. Registered on November 1, 2002

This is to certify that the foregoing document is all of the recorded particulars of the
Company not closed in the Register of Business Registration.
(Yokohama Legal Affairs Bureau)

Dated this 13th day of April, 2010.

Toshio Odagiri (Seal)
Registrar
Tokyo Legal Affairs Bureau

履歴事項全部証明書

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

商 号	NECエレクトロニクス株式会社	
	ルネサスエレクトロニクス株式会社	平成22年 4月 1日変更
		平成22年 4月 1日登記
本 店	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地	
公告をする方法	<u>電子公告とする。</u> http://www.necel.com/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成18年 6月27日変更
		平成18年 7月 4日登記
	<u>電子公告とする。</u> http://www.renesas.com/ir/ja/ 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成22年 4月 1日変更
		平成22年 4月 1日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.necel.com/ja/ir/index2.html	平成16年 5月27日設定
		平成16年 6月 9日登記
会社成立の年月日	平成14年11月1日	
目 的	1 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、製造および販売その他の処分 2 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、製造および販売その他の処分 3 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4 前各号の業務に関するコンサルティング業務 5 前各号に付帯または関連する一切の業務 6 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資	
	1. 半導体素子、集積回路等の電子部品の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 2. 電気機器、電子機器、通信機器の部品および材料の研究、開発、設計、製造および販売その他の処分 3. 前各号に関連するソフトウェアの開発、設計、製造、販売および保守 4. 前各号の業務に関するコンサルティング業務	

整理番号 ア980283

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/17

PATENT

REEL: 024953 FRAME: 0413

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	5. 前各号に付帯または関連する一切の業務 6. 前各号に定めた業務で他人の経営に属するものに対する投資 平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記	
単元株式数	100株	平成15年 1月22日設定 平成15年 1月23日登記
発行可能株式総数	4億株	
	8億株	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億2350万株	平成15年 7月24日変更 平成15年 7月28日登記
	発行済株式の総数 2億7034万1500株	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
	発行済株式の総数 4億1712万4490株	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
	平成21年 1月 5日廃止	平成21年 1月 7日登記
資本金の額	金859億5500万円	平成15年 7月24日変更 平成15年 7月28日登記
	金1532億5500万915円	平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成15年 1月22日設置 平成15年 1月23日登記	

神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 番地
 ルネサスエレクトロニクス株式会社
 会社法人等番号 0200-01-075701

	大阪市中区北浜四丁目 5 番 3 3 号 住友信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲二丁目 3 番 1 号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成 20 年 10 月 1 日変更			平成 20 年 10 月 1 日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>鈴木 俊一</u>	平成 18 年 6 月 27 日重任	
			平成 18 年 7 月 4 日登記	
			平成 19 年 6 月 27 日退任	
			平成 19 年 7 月 9 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>後藤 秀人</u>	平成 18 年 6 月 27 日重任	
			平成 18 年 7 月 4 日登記	
			平成 19 年 6 月 27 日退任	
			平成 19 年 7 月 9 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>中島 俊雄</u>	平成 18 年 6 月 27 日重任	
			平成 18 年 7 月 4 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>中島 俊雄</u>	平成 19 年 6 月 27 日重任	
			平成 19 年 7 月 9 日登記	
	<u>取締役</u>	<u>中島 俊雄</u>	平成 20 年 6 月 26 日重任	
			平成 20 年 7 月 9 日登記	
			平成 21 年 6 月 25 日退任	
			平成 21 年 7 月 7 日登記	

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	<u>取締役</u>	<u>山 口 純 史</u>	平成18年 6月27日重任
			平成18年 7月 4日登記
			平成19年 6月27日重任
			平成19年 7月 9日登記
			平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 口 純 史</u>	平成21年 6月25日重任
			平成21年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>稲 田 義 一</u>	平成18年 6月27日就任
			平成18年 7月 4日登記
			平成19年 6月27日重任
			平成19年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>稲 田 義 一</u>	平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月25日退任
			平成21年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 田 善 介</u>	平成19年 6月27日就任
			平成19年 7月 9日登記
			平成20年 6月26日重任
			平成20年 7月 9日登記
			平成21年 6月25日退任
			平成21年 7月 7日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	取締役 <u>矢野陽一</u>	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 9日登記
		平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
		平成21年 6月25日重任
		平成21年 7月 7日登記
	取締役 <u>ティー・ダブリュー・カン</u> (社外取締役)	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 9日登記
		平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
		平成21年 6月25日退任
		平成21年 7月 7日登記
	取締役 <u>高橋利彦</u> (社外取締役)	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 9日登記
		平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
		平成21年 6月25日退任
		平成21年 7月 7日登記
	取締役 <u>中村哲也</u> (社外取締役)	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 9日登記
		平成20年 6月26日退任
		平成20年 7月 9日登記
	取締役 <u>松倉肇</u> (社外取締役)	平成20年 6月26日就任
		平成20年 7月 9日登記
		平成21年 6月25日重任
		平成21年 7月 7日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

取締役	加藤正記	平成21年 6月25日就任
		平成21年 7月 7日登記
取締役	赤尾泰	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役	小倉和明	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役	岩熊省三	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	中村豊明	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	遠藤信博	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	橋本法知	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
取締役 (社外取締役)	古川享	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	<u>横浜市緑区鴨居三丁目16番3号</u> 代表取締役 中島俊雄 <u>横浜市緑区鴨居三丁目16番3号</u> 代表取締役 中島俊雄 <u>横浜市緑区鴨居四丁目24番31号</u> 代表取締役 中島俊雄 <u>横浜市緑区鴨居四丁目24番31号</u> 代表取締役 中島俊雄	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月 4日登記
		平成19年 6月27日重任
		平成19年 7月 9日登記
		平成19年11月23日住所移転
		平成19年11月30日登記
		平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
	<u>横浜市戸塚区川上町318番地14</u> 代表取締役 山口純史	平成21年 6月25日退任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>東京都国分寺市東恋ヶ窪六丁目14番地39</u> 代表取締役 赤尾泰	平成21年 6月25日就任
		平成21年 7月 7日登記
	<u>東京都国分寺市東恋ヶ窪六丁目14番地39</u> 代表取締役 赤尾泰	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記
	監査役 柴田保幸 (社外監査役)	平成18年 6月27日重任
		平成18年 7月 4日登記
	<u>監査役 田上紀夫</u> <u>監査役 田上紀夫</u> (社外監査役)	平成16年 6月25日就任
		平成16年 7月 7日登記
		平成18年 7月 4日社外監査役の登記
		平成20年 6月26日退任
		平成20年 7月 9日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	<u>監査役</u> <u>鈴木 啓 士</u>	平成16年 6月25日就任
		平成16年 7月 7日登記
	<u>監査役</u> 鈴木 啓 士	平成20年 6月26日重任
		平成20年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>松 本 滋 夫</u>	平成16年 6月25日就任
		平成16年 7月 7日登記
		平成19年 6月27日辞任
		平成19年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>池 永 薫</u> <u>(社外監査役)</u>	平成19年 6月27日就任
		平成19年 7月 9日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 1日登記
	<u>監査役</u> 川 村 廣 樹 <u>(社外監査役)</u>	平成20年 6月26日就任
		平成20年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> 西 淳 一 郎	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 1日登記

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	会計監査人	新日本監査法人	平成18年 7月 4日会計監査人の登記
	会計監査人	新日本監査法人	平成19年 6月27日重任 平成19年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本監査法人	平成20年 6月26日重任 平成20年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 1日新日本監査法人の名称変更 平成20年 7月 9日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成21年 6月25日重任 平成21年 7月 7日登記
	会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成21年 6月25日重任 平成21年 7月 7日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 4日登記		
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同条同項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 平成18年 6月27日変更 平成18年 7月 4日登記		
	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 平成22年 4月 1日変更 平成22年 4月 1日登記		
新株予約権	平成15年度のストックオプションに係る新株予約権		

新株予約権の数

3165個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式31万6500株

なお、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により、発行日以降付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

① 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てするものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金8990円

発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年10月17日から平成19年10月16日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

③ 当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

④ 当社の平成15年度の連結税引前利益が440億円以上であること。

⑤ 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあること。

ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成16年4月1日から平成17年10月16日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成17年10月17日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人が相

	続した本新株予約権を行使することを認める。 <u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u> <u>なし。</u>
	平成15年10月30日登記
	平成19年10月17日行使期間満了
	平成19年11月 7日登記
	2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 1万1000個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）すべき当社普通株式数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記の転換価額で除した数とする（本社債の発行価額の総額は1100億円）。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 ①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。 ②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、金9860円とする。 ③転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行または当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。 $\begin{array}{rcl} \text{既発行} & \text{発行または} & \text{1株あたりの発行} \\ \text{株式数} & \times & \text{処分株式数} \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \text{時 価} \\ = & \times & \end{array}$ 転換価額 転換価額 既発行株式数 + 発行または処分株式数 また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。 新株予約権を行使することができる期間 2004年6月10日から2011年5月24日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）までとする。 ただし、①当社が本社債を繰上償還する場合には、償還日の3営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）後、または、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の

喪失日後は、それぞれ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②本新株予約権付社債所持人は、2010年5月26日までは、ある四半期の初日から最終日の期間（ただし、2010年4月1日に開始する四半期については、2010年5月26日までの期間とする。）において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該最後の取引日における転換価額の110%を超える場合に限って、本新株予約権を行使することができる。2010年5月27日以降の期間においては、本新株予約権付社債所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日においてその時に適用のある転換価額の110%を超える場合は、以後いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、本②記載の本新株予約権の行使の条件は、以下（イ）ないし（ニ）の期間中は適用されない。

（イ）（i）株式会社格付投資情報センターもしくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付がBBB-以下である期間、（ii）当社の長期債務に関しR&Iによる格付がなされなくなった期間、（iii）R&I以外の格付機関による当社の長期債務の格付が当該格付機関による当初の格付から3段階以上低い格付である期間、または（iv）R&Iまたはその他の格付機関による当社の格付が停止もしくは撤回されている期間

（ロ）当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間

（ハ）当社が存続会社とならない合併、当社の資産の全部もしくは実質上全部の譲渡、当社の会社分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に引受けられる場合に限る。）または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が行われる場合、その効力発生日の直前30日前の日より当該効力発生日の前日までの期間

（ニ）当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、公開買付（本新株予約権付社債の要項に定義される。）に係る通知を行った日から、当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、（i）当該公開買付の公開買付期間の終了に係る通知を行った日、または（ii）当該公開買付に関する申込の撤回もしくは契約の解除に係る通知を行った日のいずれかの日の15日後の日までの期間

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

平成16年 6月 9日登記

平成16年度のストックオプションに係る新株予約権

新株予約権の数

700個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式7万株

なお、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により、発行日以降付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

①当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

	②当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。 ③上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 金 7044 円 発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成 18 年 7 月 9 日から平成 20 年 7 月 8 日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。 ③当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。 ④当社の平成 16 年度の連結税引前利益が 550 億円以上であること。 ⑤本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあること。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後 1 年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 7 月 8 日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成 18 年 7 月 9 日から 1 年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人が相続した本新株予約権を行使することを認める。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 なし。 平成 16 年 7 月 13 日登記 平成 17 年 3 月 31 日新株予約権全部消滅 平成 19 年 3 月 26 日登記 平成 17 年度のストックオプションに係る新株予約権 新株予約権の数 710 個
--	---

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式7万1000株

なお、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により、発行日以降付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

①当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

②当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合は、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

③上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株につき 金5355円

発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月11日から平成21年7月10日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

③当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降本新株予約権を行使することはできないものとする。

④当社の平成17年度の連結税引前利益が230億円以上であること。

⑤本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあること。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成18年4月1日から平成19年7月10日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成19年7月11日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人が相続した本新株予約権を行使することを認める。

	会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 <u>上記②または③の事由に該当するため、または④および⑤の権利行使の条件を満たさないため、新株予約権者が本新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該本新株予約権を無償で消却することができる。</u> 平成 17 年 7 月 20 日登記
	平成 18 年 3 月 31 日新株予約権全部消滅 平成 19 年 3 月 26 日登記
	平成 18 年度のストックオプションに係る新株予約権 新株予約権の数 750 個 720 個 560 個 平成 20 年 3 月 31 日変更 平成 20 年 8 月 5 日登記 平成 21 年 8 月 31 日変更 平成 21 年 12 月 10 日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 7 万 5000 株 なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は 100 株とする。ただし、下記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。 ① 当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率 ② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。 ③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 当社普通株式 7 万 2000 株 なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は 100 株とする。ただし、下記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。 ① 当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率 ② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。 ③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。 平成 20 年 3 月 31 日変更 平成 20 年 8 月 5 日登記

当社普通株式 5万6000株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下付与株式数という。）は100株とする。ただし、下記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

- ① 当社が当社普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率
- ② 当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。
- ③ 上記①または②の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

平成21年 8月31日変更 平成21年12月10日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
一株につき 金3927円

割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割または併合の比率

また、割当日以降、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月13日から平成24年7月12日まで

新株予約権の行使の条件

- ① 1個の本新株予約権の一部につき新株予約権を行使することはできない。
- ② 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。
(イ) 当社が消滅会社となる合併契約が当社の株主総会で承認された場合
(ロ) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会で承認された場合）
- ③ 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあること。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由でかかる地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に本新株予約権を行使することができるものとする。また、平成18年7月13日から平成20年7月12日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成20年7月13日から1年間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した

神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 番地
ルネサスエレクトロニクス株式会社
会社法人等番号 0200-01-075701

	場合、喪失日に応じて上記と同じ期間において相続人の 1 人（ただし、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）および一親等の親族に限る。）が相続した本新株予約権を行使することを認める。	平成 18 年 7 月 13 日発行 平成 18 年 7 月 20 日登記
吸収合併	平成 22 年 4 月 1 日東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号株式会社ルネサステクノロジを合併	平成 22 年 4 月 1 日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成 18 年 7 月 4 日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成 18 年 7 月 4 日登記
登記記録に関する事項	東京都港区芝五丁目 7 番 1 号日本電気株式会社から分割により設立	平成 14 年 11 月 1 日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（横浜地方法務局管轄）

平成 22 年 4 月 13 日

東京法務局
登記官

小 田 切 敏 夫



整理番号 ア980283

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

17/17

PATENT

RECORDED: 09/01/2010

REEL: 024953 FRAME: 0429